

## 学校基本調査における本務者・兼務者の取扱いについて

## 学校基本調査の手引き(抜粋)

本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。

公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします（2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。）。ただし、本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ記入します（はっきりしない場合は、本校の調査票に記入してください。）。

本務者には休職者、産休者及び育児休業並びに産休代替者及び育児休業代替者（以下、休職者等という。）を含めますが、兼務者は含めません。

非常勤の講師は兼務者として扱います。

## 具体例

- (例1) 学校法人の理事長が学校長と兼務している場合  
主に勤務する場所では本務者とし、それ以外は兼務者とする。
- (例2) 小学校と中学校の校長が同一人の場合  
主に勤務している学校では本務者とし、それ以外の学校では兼務者とする。
- (例3) 小学校、中学校、高等学校が同じ敷地内に設置されており、養護職員(看護師)が同一人の場合  
主に勤務している学校では本務者とし、その他の学校では兼務者とする。
- (例4) A学校では本務教員として勤務し、B学校では非常勤講師をしている場合  
A学校では本務者とし、B学校では兼務者とする。
- (例5) 主に勤務する学校はなく、複数の学校で非常勤講師をしている場合。  
すべての学校で非常勤講師として発令されているため、すべて兼務者とする。

